

令和2年度  
江別市冬季節電対策実施要領



令和2年11月9日

江別市

# 令和2年度 江別市冬季節電対策実施要領(令和2年 11 月9日)

## 1 目的

政府が発表した今冬の電力需給予測では、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率が確保できる見通しとなっており、国及び北海道電力からの節電要請等は回避されています。

しかしながら、江別市としては、市内最大規模の電力消費事業者であり、また、環境負荷の低減・省エネの観点からも市民に対し率先垂範して節電に取り組む必要があることから、令和2年11月4日に開催された環境管理推進会議の確認に基づき、下記のとおり、指定管理施設等を含めた全庁的な節電対策を実施します。

## 2 取り組み期間

令和2年12月1日(火)～ 令和3年3月31日(水)までの4か月間

## 3 対象施設

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の適用を受けるすべての公共施設(別紙)とします(指定管理施設を含む)。

## 4 節電目標

江別市として節電に対する取り組みが一定程度定着していること、また、国及び北海道電力から数値目標を伴う節電要請等がないことから、今冬の節電期間については、数値目標を伴う節電目標は設定しないこととします。

## 5 推進体制

次項以降に記載している重点取り組み項目に留意して節電に取り組むこととしますが、実際の推進に当たっては、環境活動推進員である各課等の長において推進してください。

## 6 重点取り組み項目

市民サービスや日常業務に支障が生じない範囲で、特に以下の項目について、重点的に取り組むこととします。

- ①省エネ管理システムによる電力量の見える化による意識づけ
- ②各施設における照明器具の間引きと不要箇所の消灯の徹底
- ③長時間離席時や昼休み時間などにおける不要なパソコン・コピー機等の電源 OFF 及び省エネ設定
- ④退庁時の照明の消灯、パソコン本体、ディスプレイ及びプリンター等電子機器の速やかな電源 OFF の徹底
- ⑤ウォームビズの励行などによる適正な室温管理(暖房機器の20℃設定※)の徹底

- ⑥冷蔵庫、電子レンジ、コーヒーマーカー、電気ストーブの使用制限
- ⑦保温ポット(魔法ビン)の活用等による電気ポットの保温時間短縮
- ⑧LED照明等の前倒し導入、施設ごとの特性に応じた節電の励行など
- ⑨休日出勤や時間外勤務の縮減、ノー残業デーの浸透

※今冬においては、新型コロナウイルスの影響に対応するため、適宜室内を換気する必要があることから、可能な範囲での取り組みを推進する。

## 7 節電の取り組み方法

市直営施設のうち、事務スペースを有する施設(本庁舎、教育庁舎など)については、そこで執務している各課等において上記「重点取り組み項目」を検討し、各施設管理所管課等と連携を図りながら節電対策を実施してください。ただし、ロビーや廊下などの共有スペースについては、各施設管理所管課等において検討・実施願います。

また、各小中学校及び指定管理施設等については、当該施設を所管する各課等において、江別市における今冬の節電対策の趣旨を十分に説明した上で、実施に向けた協力要請と取り組み期間中の進行管理をお願いします。

## 8 主要施設の取り組み

電気使用量が全施設の約55%を占める主要11施設(別紙の網掛け箇所)については、機械設備の運転方法の見直しなど独自の節電対策を講じることにより、最大需要電力(デマンド)の抑制効果と節電実績全体を押し上げる効果が期待されるため、施設の機能維持等に支障が生じない範囲で、積極的な節電対策に努めることとします。

## 9 取り組み期間中の進行管理等

取り組み期間中の節電効果量については、省エネ管理システムへの電気使用量入力によって把握・検証するので、検針票や請求書により電気使用量が判明次第、速やかに入力してください。

## 10 省エネ管理システムの有効活用

「取り組み期間中の進行管理等」でも記載しているように、江別市では、省エネ法の適用を受ける指定管理施設等を含めた全ての公共施設において、「省エネ管理システム」が導入されており、使用している電力量を当該システムに数値として入力することになっています。このシステムでは過年度との電力量を比較することができ、電力使用量の推移を確認することが可能となっていますので、積極的な活用をお願いします。

## 11 その他

各公共施設に節電啓発ポスター等を配布する予定となっていますので、各施設所管課等におかれましては、施設内の掲示等にご協力をお願いします。